

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 17 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第16号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年寒川町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(寒川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 寒川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年寒川町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬)」を加える。

(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)」に改め、同条中「臨時的に任用される職員及び常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員」に改める。

(寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)中「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き」を「引き続いて」に改め、同号ア(イ)中「特定職に」を削り、同号ウ中「特定職に」を削る。

第2条の3第3号、第2条の4及び第3条第8号中「特定職に」を削る。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第20条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号ア中「特定職に引き続き」を「引き続いて」に改める。

(寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第7条 寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年寒川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第37号を1号ずつ繰り上げる。

別表第1中第38号を削り、第39号を第37号とし、第40号から第62号を2号ずつ繰り上げる。

別表第2中「第62号」を「第60号」に改める。

(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「(臨時的に任用される職員等の給与)」に改め、同条第1項中「臨時的」を「法第22条の3第4項の規定により臨時的」に改め、同条第2項中「常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、「、任命権者は」を削り、「予算の範囲内で」を「別に条例で定めるところにより」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。